

# 田上町重点支援給付金のご案内

- エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた方が、生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税均等割のみ課税世帯に対して住民税均等割非課税世帯（2月に給付完了済）と同じ水準で給付金（重点支援給付金）を支給します。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

## 給付金の支給額

1世帯あたり **10万円**

※住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯を除く

## 給付金の支給時期

- ・4月上旬に案内通知郵送済
- ・令和6年4月下旬から順次支給予定
- ・**申請受付期限：令和6年5月31日(金)**  
(※消印有効)

## 支給対象と申請の有無

### 支給対象となる世帯

基準日（令和5年12月1日）時点で  
田上町に住民登録があり、  
世帯全員が令和5年度「**住民税均等割のみ課税**」の世帯

田上町から①②のいずれかが届きます。

- ①「**確認書**」（**空色**の用紙）  
期日までに返送してください。
- ②「**申請書(請求書)**」（**緑色**の用紙）  
期日までに申請してください。



①と②の提出の際には、添付書類が必要です。詳しくは、同封の案内通知の内容をご確認ください。

**※確認書が届いていない世帯でも申請により受給できる場合があります。**

- ・令和5年12月1日以前に課税対象者であった方の死亡や行方不明により、その方を除いた世帯全員が令和5年度住民税均等割のみ課税世帯になる世帯。
- ・令和5年12月1日以前に配偶者と離婚し、本人が属する世帯が令和5年度住民税均等割のみ課税世帯になる世帯。（元配偶者の扶養の有無は問いません。）

**下記窓口までご連絡ください。**

※町HPでも申請書がダウンロードできます。